

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

## 「対策はお済ですか??」

溶接ヒュームの濃度測定が義務化されました。

溶接ヒュームの作業に新しい規制が加わりました。

溶接ヒューム（金属アーク溶接等）作業について、健康障害防止措置が義務付けられます。  
関係法令の改正により、新たに特定化学物質としての規制が加わります。（令和3年4月1日施行）

- 「金属アーク溶接作業」とは？
- ☉ 金属をアーク溶接する作業
  - ☉ アークを用いて金属を溶断し又はガウジングする作業
  - ☉ その他の溶接ヒュームを製造し又は取り扱う作業

### 概要

#### 溶接ヒュームへの暴露防止

- ◆ 現在、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、溶接ヒュームの濃度測定を行う必要があります。（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施義務）
- ◆ 全体換気装置による換気かこれと同等以上のプッシュプル型換気装置、局所排気装置の設置が必要です。（令和3年4月1日から）
- ◆ 空気中の溶接ヒュームの濃度に応じた呼吸用保護具を選定・使用させることが必要です。（経過措置：令和4年4月1日から）
- ◆ 作業員全員にフィットテストを実施（年1回）（経過措置：令和5年4月1日から）

#### 特殊健康診断の実施

屋内・屋外作業を問わず、溶接ヒュームを取り扱う作業に従事する労働者に対して、6か月以内毎に1回、定期的に医師による健康診断を実施すること等が必要となります。

金属アーク溶接等作業は、従来、じん肺法に基づくじん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施することが必要となります。

#### 特定化学物質作業主任者の選任

屋内・屋外作業を問わず、溶接ヒュームを取り扱う作業には、特定化学物質作業主任者の選任が必要となります。令和4年3月31日までに資格を取得し、作業主任者を選任する必要があります。

株式会社 愛知環境技術センター



愛知県春日井市勝川町西一丁目 17 番地 1

TEL: 0568-29-6781

URL: <http://www.aichi-labo.com>

担当 牧野（環境技術事業部）

Mail: [k.makino@aichi-labo.com](mailto:k.makino@aichi-labo.com)

溶接ヒューム測定対策、作業環境測定につきまして、お気軽にご相談ください。

## 溶接ヒュームの濃度の測定について

- 個人ばく露測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度の測定を行います。



### 個人サンプラーで溶接ヒュームを採取・測定

測定結果  
マンガンとして  $0.05 \text{ mg/m}^3$  未満

測定結果  
マンガンとして  **$0.05 \text{ mg/m}^3$  以上**

換気装置の風量の増加その他の措置  
・溶接ヒューム量の低減  
・集じん装置、移動式送風機の設置

再度、溶接ヒュームの濃度測定  
・措置の効果を確認

測定結果に応じて有効な呼吸用保護具を選定

作業者全員にフィットテストを実施（年1回）

### 株式会社 愛知環境技術センター



愛知県春日井市勝川町西一丁目 17 番地 1

TEL: 0568-29-6781

URL: <http://www.aichi-labo.com>

Mail: [info@aichi-labo.com](mailto:info@aichi-labo.com)

計量証明事業所（濃度・騒音・振動）

作業環境測定機関

土壤汚染調査 環境省指定調査機関

建築物飲料水水質検査業登録機関

建築物空気環境測定業登録機関

その他、水質検査、土壤汚染調査、作業環境測定、悪臭、騒音、振動なども、お気軽にご相談ください。